## 公立大学法人下関市立大学職員定数規程

平成 20 年 10 月 1 日

規程第39号

**改正** 平成 21 年 7 月 1 日規程第 27 号 令和元年 7 月 1 日規程第 15 号 令和 5 年 2 月 27 日規程第 12 号 令和 6 年 2 月 28 日規程第 10 号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人下関市立大学における職員の定数を定めることを 目的とする。

(職員の定数)

- 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。
  - (1) 専任教員(公立大学法人下関市立大学職員就業規則(平成19年規則第3号。 以下「職員就業規則」という。)第2条第2項第1号に規定する教員をいう。)及 び特命教員(下関市立大学特命教員に関する規則(令和2年規則第9号)に規定 する教員をいう。) 125人
  - (2) 職員就業規則第2条第1項第4号に規定する再雇用職員(短時間勤務職員を除く。)、同条第2項第2号に規定する事務職員及び公立大学法人下関市立大学有期雇用職員就業規則(平成19年規則第4号)第3条第2号に規定する事務職員(短時間勤務職員を除く。) 65人

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年10月1日から施行する。

(平成22年度までの教員の定数の特例)

2 この規程の施行の日から平成22年度までの教員の定数は、第2条第1号の規定 にかかわらず、60人とする。

附 則(平成21年7月1日規程第27号)

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(令和元年7月1日規程第15号)

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和5年2月27日規程第12号)

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(令和6年度までの教員の定数の特例)

2 この規程の施行の日から令和7年3月31日までの専任教員及び特命教員の定数 は、この規程による改正後の公立大学法人下関市立大学職員定数規程第2条第1号 の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間に応じて、当該各号に定める数とする。

- (1) 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 74人
- (2) 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 91人 附 則(令和6年2月28日規程第10号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。